

## 滋賀県遊泳用プール条例等の基準が改正されました！

### はじめに

滋賀県遊泳用プール条例施行規則(昭和51年滋賀県規則第12号)の一部が改正され、平成14年6月1日から施行されました。

この改正によって、遊泳用プールの水質基準等が強化され、より保健衛生の維持増進と安全性の確保が図られることになりました。

滋賀県遊泳用プール条例(昭和51年滋賀県条例第14号。以下「条例」という。)は、50m<sup>3</sup>以上の貯水槽を設け、多人数を遊泳させる施設に適用されます。

### 水質基準の概要(下表参照)

濁度とは、遊泳者の衝突事故を防止し、水中で3mの視界が確保できる基準を意味しています。

大腸菌群とは、大腸菌および大腸菌と極めてよく似た性質を持つ細菌の総称です。「不検出」である場合は、糞便汚染の疑いがないということになります。

一般細菌数とは、水中に含まれる一般的な細菌汚染の指標として用いられます。プールの清浄度および消毒効果の指標となります。

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメ

タン、プロモジクロロメタンおよびプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です。

レジオネラ属菌とは、肺炎を引き起こすことがある病原体です。塩素消毒等によりレジオネラ属菌を死滅させることができます。

### 適用範囲

学校のプールに対しては、条例ではなく、学校保健法による管理基準が適用されています。

さらに、本県では、「滋賀県遊泳用プール条例」を定めて、保健衛生の維持と安全性の確保に努めています。

### 参考文献等

- ・遊泳用プールの衛生基準(厚生労働省通知)
- ・学校環境衛生の基準(文部科学省通知)
- ・上水試験方法 2001年版(日本水道協会)
- ・水道法(昭和32年法律第177号)

【微生物担当】

表 遊泳用プールの衛生基準と関連基準

項目	遊泳用プールの基準			学校環境衛生の基準 (水泳プール)	水道水質基準
	適用の有無		基準		
	条例	厚労省通知			
水素イオン濃度(pH)			5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
濁度			<b>2度以下</b>	2度以下	2度以下
過マンガン酸カリウム消費量			12mg/L以下	12mg/L以下	10mg/L以下
遊離残留塩素濃度 (塩素消毒時)			0.4mg/L以上	0.4mg/L以上	0.1mg/L以上
			1.0mg/L以下	1.0mg/L以下	
毎日の測定頻度			<b>3回以上 (午前1回 午後2回以上)</b>	プール水使用前および使用中1時間に1回以上	1回
大腸菌群			<b>不検出</b>	不検出	不検出
一般細菌数			<b>200CFU/mL以下</b>	200CFU/mL以下	100CFU/mL以下
総トリハロメタン	-		<b>0.2mg/L以下が望ましい</b>	0.2mg/L以下が望ましい	0.1mg/L以下
レジオネラ属菌	-		<b>不検出</b>	-	-